

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）後藤地区）を行うことについて令和5年8月30日適当と決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和5年9月20日から同年10月10日まで縦覧に供する。

令和5年9月12日

香川県知事 池 田 豊 人